

# 実務Q & A・引き上げへの対応

消費税率は、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%へと引き上げられます。  
日本商工会議所等が実施した調査では、税率引き上げ分の価格転嫁が困難と回答した中小企業が6割を超える等、中小企業者にとって、消費税の円滑かつ適正な転嫁は大きな課題といえます。  
一方、中小企業の消費税の円滑かつ適正な転嫁を目的として、転嫁対策特別措置法が平成25年10月1日より施行されています。消費税転嫁対策は、早めの準備がポイントとなります。  
なお当所では「消費税転嫁対策相談窓口」を設置し、様々な相談に経営指導員や専門家が対応いたしますので、ご相談ください。



◆ 講師 ◆

うら つとむ  
**浦 勉** 氏

\* 税理士事務所代表

税務署を退職後、基山町にて税理士事務所を開業。  
鳥栖税務相談所の派遣税理士。

《 講座内容 》

1. 転嫁対策特別措置法について
2. 納税資金と資金繰りについて
3. 経理処理・経過措置について
4. 実務に関するQ&A

★希望者には、セミナー終了後15時より個別相談もお受けします。

日時 **平成25年 11月 19日(火)**  
午後 1時 30分～3時

会場 **鳥栖商工会議所3F 大ホール**

受講料 **無料**

主催 **鳥栖商工会議所**

鳥栖市元町 1380-5  
TEL:0942-83-3121  
FAX:0942-83-8888

申込方法

下記申込書に必要事項をご記入の上、  
切り取らずに **FAX** にてお申込みください。

●●●●●●●●●● 消費税の転嫁に向けた経理の実務(11/19) 受講申込書 ●●●●●●●●●●

(事務局行) FAX: 0942-83-8888

お申込日(平成 25 年 月 日)

|      |       |             |
|------|-------|-------------|
| 事業所名 | TEL   | —           |
| 参加者名 | FAX   | —           |
| 参加者名 | 個別相談を | 希望 する ・ しない |

■お申いただいた皆様情報は、当会の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会の事業活動のためにのみ利用させていただきます。